

生活保護制度を改善し、酷暑から命と健康を守る取り組みを求める意見書

生活保護制度の運用において、エアコンの使用は認められているものの、電気代や物価高騰の下、扶助費内での電気代の捻出は非常に困難を極め、多くの保護世帯ではエアコンはあっても、稼働させられない日々を強いられている。

昨今、気候変動の影響を受け、日本全国で夏の暑さがより厳しさを増しており、毎年、全国的に熱中症による救急搬送や死亡事例が発生している。全国市長会は「保健福祉施策に関する提言」の中で、生活保護制度について、「冷房器具の購入等に要する費用について、すべての被保護世帯が支給対象となるよう制度を改めること」、また「生活保護受給者の健康及び最低限度の生活を維持するため、夏季の冷房器具使用にかかる電気料金相当分を扶助する『夏季加算』を創設すること」を求めている。

よって国に対し、下記の実施を要望する。

記

- 1、生活保護制度において、冷房器具の購入・更新等に要する実費分を支給可能とすること。
- 2、生活保護制度に電気料金相当分を扶助する「夏季加算」を創設すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

衆院議長、参院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣

2024年6月26日

千葉県流山市議会